

7月29日は参議院議員選挙の投票日

大切な一票です 棄権せずに投票しましょう

参議院議員の任期満了に伴う選挙区選挙と比例代表選挙が、7月29日(日)全国一斉に行われます。大切な一票です。棄権せずに投票しましょう。



豊かな未来のために、大切な一票を

候補者名でも政党名でも記載できるようにになりました。

選挙公報は25日の朝刊折り込みで

候補者の政見や経歴をお知らせする選挙公報は、7月25日(水)の7紙の朝刊に折り込みます。朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売

折り込み日に届かなかった場合は、次の補完場所を利用するか、市選挙管理委員会にご連絡ください。
市役所1階行政資料室、公民館(中央・成田・公津・八生・中郷・久住・豊住・遠山・橋賀台・加良部・玉造)、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚郵便局、遠山郵便局、成田市農協遠山支所で見られます。

不在者投票は28日まで

不在者投票は土・日曜日、祝日を含む7月28日(土)まで毎日できます。場所は市役所4階の選挙管理委員会で、午前8時30分から午後8時までです。会場には入場整理券をお持ちください。

開票は市体育館で即日

開票は、投票日当日午後9時から市体育館で行われます。

ストップ！ポイ捨て

空き缶や吸い殻の投げ捨ては条例で禁止されています



※くわしくは市選挙管理委員会(☎22・11111・内線3152)へ。

監査委員決まる



藤崎 毅氏



山崎 昭男氏

市では、事務・事業などについて監査する監査委員を2人置いています。委員の任期満了に伴い4月1日付けで藤崎毅氏が、議会選出委員の辞職に伴い6月21日付けで山崎昭男氏が選任されました。

教育長に藤野公之氏



藤野 公之氏

6月定例市議会において、前教育長鬼澤佳弘氏の後任として、藤野公之氏ただゆきを教育委員に任命することに同意を得、7月1日付けで教育長に就任しました。

藤野氏は昭和36年5月2日生まれ、昭和60年文部省に入省。小学校課課長補佐、総務課課長補佐、文部科学省高等教育局視学官などを歴任されました。国での豊富な教育行政の経験を生かした、同氏の活躍が期待されます。

議長・副議長決まる



渡邊 昭議長



青野 勝行副議長

6月定例市議会最終日の6月20日、正副議長の辞職に伴う、選挙が行われました。

その結果、議長には渡邊昭氏、副議長には青野勝行氏が選出されました。

相談日

◆市民相談所 (☎ 20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制) 水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

19日(木) 10時～3時

不動産相談 17日(火) 10時～正午

税務相談 17日(火) 10時～3時

外国人相談

26日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

◆商工観光課(電話は各相談会場へ)

女性職業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎ 22-1111・内線2724 市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎ 22-1111・内線2725 市役所2階相談室)

住宅相談 8月9日(木) 10時～正午

(☎ 22-2101・成田商工会議所)

◆パートサテライト (☎ 22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

◆消費生活センター(☎ 23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

◆保険年金課(☎ 20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

◆市民生活課(☎ 20-1527)

交通事故相談 8月7日(火) 10時～3時

◆社会福祉協議会(☎ 20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 19日(木) 9時～正午

◆児童家庭課(☎ 20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

◆厚生課(☎ 20-1536)

戦没者遺族相談 23日(月) 10時～3時

◆教育指導課(☎ 20-1582)

就学相談(予約制) 火・水・木曜日 9時～5時

◆教育相談室(☎ 28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)

墓地内の清掃は各自で

いずみ聖地公園



墓地に生い茂る雑草がお隣りに迷惑をかけています

霊園内施設の維持管理は、墓地の使用を許可された人の管理料で賄われています。しかし、この管

理料は公共部分(広場・道路・駐車場・緑地など)を管理するためのもので、墓地内の清掃については各自で行うことになっていきます。清掃もせず、草だらけにしてると、隣接する墓地所有者に大変迷惑をかけることになります。

思うようにお墓の管理の時間が取れないという人には、管理組合が墓地の清掃を代行する制度もありますので、管理組合事務所(☎ 36・2292)まで申し込みください。

許可の取り消しも

次に該当するような場合、墓地使用許可を取り消すことがあります。すので、十分注意してください。

- 使用者が死亡し、承継者がいないとき
- 使用者が住所不明となって7年を経過したとき
- 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても、囲障(外柵)を設置しないとき
- 3年間管理料を納めないとき

変更手続きを忘れずに

墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更があった場合は、30日以内に手続きをしてください。特に住所変更がある

式場使用料

種類	使用料	冷暖房費
式場	4時間まで 1時間につき2,300円	1時間につき 250円
	4時間を超えると 1時間につき1,000円	
和室	4時間まで 1時間につき1,000円	1時間につき 50円
	4時間を超えると 1時間につき500円	

った場合、納付書などの重要書類が届かないこととなりますので、手続きを忘れずにお願います。

式場の利用について

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、それぞれ有料(料金は左表のとおり)で貸し出しをしています。また、飲み物や仕出し

今月の納税

◆固定資産税・都市計画税(2期分)

○納期…7月16日(月)～7月31日(火)

※くわしくは資産税課(☎ 20-1514)へ。

◆国民健康保険税(1期分)

◆介護保険料(1期分)

○納期…7月16日(月)～7月31日(火)

※くわしくは保険年金課(☎ 20-1526)へ。

の注文も事務室で受け付けています。納骨式、回忌などの法要にご利用ください。

※霊園に関するくわしい問い合わせは環境衛生課(☎ 20・1531)または、いずみ聖地公園管理組合(☎ 36・2292)へ。